

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月10日
【四半期会計期間】	第56期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社 昭和システムエンジニアリング
【英訳名】	SHOWA SYSTEM ENGINEERING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾崎 裕一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
【電話番号】	東京（03）3639-9051（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 五十嵐 真貴
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
【電話番号】	東京（03）3639-9051（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 五十嵐 真貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第3四半期累計期間	第56期 第3四半期累計期間	第55期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	4,425,105	4,779,496	6,013,545
経常利益 (千円)	420,441	495,906	513,881
四半期(当期)純利益 (千円)	287,108	339,343	345,852
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	630,500	630,500	630,500
発行済株式総数 (株)	4,810,000	4,810,000	4,810,000
純資産額 (千円)	3,654,758	3,951,202	3,713,275
総資産額 (千円)	6,407,263	6,876,595	6,769,373
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	64.89	76.69	78.16
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	29.00
自己資本比率 (%)	57.0	57.5	54.9

回次	第55期 第3四半期会計期間	第56期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	22.97	23.60

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期が未だ見えず、不透明な事業環境が続いておりますが、現時点において当社業績に対して重要な影響は生じておりません。

今後の経過によっては重要な影響を及ぼす可能性があるため、引き続き状況を注視してまいります。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言及びまん延防止等重点処置が解除され、ワクチン接種が進んできたとはいえ、新たな変異株による感染再拡大の懸念があり、事態の収束はまだまだ見通せず先行き不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く情報サービス産業においては、企業のICT投資が徐々に拡大傾向にあり、事業変革を推進するデジタルトランスフォーメーション（DX）関連では、行政のデジタル化推進等も追い風となって市場規模の拡大が期待されております。

このような環境下、当社は社員、顧客の安全・健康を最優先としつつ、既存ビジネスを維持・拡大しながらハイモダernaデジタルビジネスカンパニーへ成長すべく、最終年度を迎える中期経営計画「+transform」で掲げた事業、なかでもDX人材への投資やAI/クラウド基盤等の技術習得、さらに次世代の事業発展に必須な新卒社員等の積極的な採用活動などの重点施策に対する取り組みを着実に推進しております。

この結果、当第3四半期会計期間末の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

#### 財政状態

当第3四半期会計期間末の資産合計は、前事業年度末に比べ107百万円増加し、6,876百万円となりました。

当第3四半期会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べ130百万円減少し、2,925百万円となりました。

当第3四半期会計期間末の純資産合計は、前事業年度末に比べ237百万円増加し、3,951百万円となりました。

#### 経営成績

当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高4,779百万円（前年同期比8.0%増）、営業利益487百万円（前年同期比18.4%増）、経常利益495百万円（前年同期比17.9%増）、四半期純利益339百万円（前年同期比18.2%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### a. ソフトウェア開発事業

ソフトウェア開発事業は、売上高4,669百万円（前年同期比7.7%増）、売上総利益801百万円（前年同期比8.4%増）となりました。

#### b. BPO事業

BPO事業は、売上高110百万円（前年同期比23.9%増）、売上総利益10百万円（前年同期は売上総損失0百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は5,547百万円(前事業年度末比112百万円の増加)となりました。主な要因は現金及び預金の増加212百万円及び売掛金が99百万円減少したことによります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産は1,329百万円(前事業年度末比5百万円の減少)となりました。主な要因は投資その他の資産のその他に含めた投資有価証券の時価評価が38百万円上昇及びゴルフ会員権が28百万円増加したものの、繰延税金資産が65百万円減少したことによります。

その結果、当第3四半期会計期間末における資産合計は6,876百万円(前事業年度末比107百万円の増加)となりました。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は773百万円(前事業年度末比177百万円の減少)となりました。主な要因は賞与引当金が173百万円減少したことによります。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債は2,152百万円(前事業年度末比46百万円の増加)となりました。これは退職給付引当金が46百万円増加したことによります。

その結果、当第3四半期会計期間末における負債合計は2,925百万円(前事業年度末比130百万円の減少)となりました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は3,951百万円(前事業年度末比237百万円の増加)となりました。主な要因は配当金の支払128百万円による利益剰余金の減少があったものの、四半期純利益339百万円の計上による利益剰余金の増加及びその他有価証券評価差額金26百万円の増加によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

## 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,810,000	4,810,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	4,810,000	4,810,000	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	-	4,810,000	-	630,500	-	553,700

## (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 385,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,423,600	44,236	-
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	4,810,000	-	-
総株主の議決権	-	44,236	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式69株が含まれております。

## 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社 昭和システム エンジニアリング	東京都中央区日本橋 小伝馬町1番5号	385,100	-	385,100	8.00
計	-	385,100	-	385,100	8.00

## 2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、東邦監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,593,754	4,806,573
売掛金	811,126	-
売掛金及び契約資産	-	711,566
仕掛品	4,344	9,715
その他	25,331	19,197
流動資産合計	5,434,556	5,547,053
固定資産		
有形固定資産	170,248	165,267
無形固定資産	3,332	3,332
投資その他の資産		
繰延税金資産	734,213	668,868
その他	427,023	492,073
投資その他の資産合計	1,161,237	1,160,942
固定資産合計	1,334,817	1,329,541
資産合計	6,769,373	6,876,595
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	235,471	225,992
短期借入金	10,000	10,000
未払法人税等	104,965	21,709
賞与引当金	363,563	189,630
その他	236,292	325,749
流動負債合計	950,293	773,082
固定負債		
役員退職慰労未払金	60,973	60,973
退職給付引当金	2,044,831	2,091,336
固定負債合計	2,105,804	2,152,310
負債合計	3,056,098	2,925,392
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	630,500	630,500
資本剰余金	553,700	553,700
利益剰余金	2,831,715	3,042,738
自己株式	200,688	200,688
株主資本合計	3,815,227	4,026,250
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	77,426	104,330
土地再評価差額金	179,378	179,378
評価・換算差額等合計	101,951	75,047
純資産合計	3,713,275	3,951,202
負債純資産合計	6,769,373	6,876,595



## ( 2 ) 【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

( 単位：千円 )

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	4,425,105	4,779,496
売上原価	3,686,252	3,967,927
売上総利益	738,853	811,569
販売費及び一般管理費	326,858	323,760
営業利益	411,994	487,809
営業外収益		
受取利息	304	228
受取配当金	5,720	5,840
受取家賃	1,395	1,395
受取手数料	486	462
雑収入	691	239
営業外収益合計	8,597	8,164
営業外費用		
支払利息	33	33
固定資産除却損	117	34
営業外費用合計	150	67
経常利益	420,441	495,906
特別利益		
投資有価証券売却益	61	-
特別利益合計	61	-
税引前四半期純利益	420,503	495,906
法人税、住民税及び事業税	59,537	103,091
法人税等調整額	73,856	53,470
法人税等合計	133,394	156,562
四半期純利益	287,108	339,343

【注記事項】

(会計方針の変更)

・収益認識に関する会計基準等の適用

(1) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、顧客と約束した財(有形商品等)又はサービス(役務提供による無形商品等)の支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(2) サービスに係る契約の収益認識として、

成果物の納品義務のないISEサービス契約に関しては、一定期間内に定められた支援作業を行う義務を負っており、契約によって定められたサービス期間にわたり提供した作業量に応じて収益を認識しております。

受注制作のソフトウェアに係る契約に関しては、従来は、開発作業の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用しておりましたが、サービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

この結果、当第3四半期累計期間の損益及びセグメント情報に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(3) 収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(4) 「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

・時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)

等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	8,405千円	7,512千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	106,195	24.00	2020年3月31日	2020年6月22日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動  
該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	128,320	29.00	2021年3月31日	2021年6月21日	利益剰余金

(注) 2021年6月18日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、創立55周年を迎えたこと、また日本証券業協会に株式を店頭公開してから当期で20周年を迎えたことによる記念配当5円を含んでおります。

2. 株主資本の著しい変動  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額(注)1	四半期損益計算書計上額(注)2
	ソフトウェア開発事業	BPO事業	合計		
売上高	4,336,149	88,955	4,425,105	-	4,425,105
セグメント利益又はセグメント損失( )	739,252	398	738,853	326,858	411,994

(注)1. セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額 326,858千円は、報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失( )は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額(注)1	四半期損益計算書計上額(注)2
	ソフトウェア開発事業	BPO事業	合計		
売上高					
SEサービス	4,225,272	110,223	4,335,495	-	4,335,495
受注制作	444,000	-	440,000	-	440,000
計	4,669,272	110,223	4,779,496	-	4,779,496
セグメント利益	801,278	10,290	811,569	323,760	487,809

(注)1. セグメント利益の調整額 323,760千円は、報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益	64円89銭	76円69銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	287,108	339,343
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	287,108	339,343
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,424	4,424

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月10日

株式会社昭和システムエンジニアリング

取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 克昌指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤寄 研多

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社昭和システムエンジニアリングの2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社昭和システムエンジニアリングの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。